平成３０年（フ）第５２号
千葉県八千代市上高野1322番地９
債務者　**菅**原　　歩
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８８号
千葉市若葉区みつわ台５丁目17番２棟505号
債務者　中川留美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９８号
千葉県市原市君塚３丁目２番地６　サンハイム沖１205
債務者　加藤　晶紀（旧姓眞見）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０号
相模原市中央区陽光台２丁目２番６号　サンハイツ陽光台パート２　902号室
債務者　酒井　北斗
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４４号
相模原市緑区大島1392番地１　サンテラス202
債務者　加賀谷　繁
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２０号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字四ツ塚100番地　雇用促進住宅２棟203号
債務者　井上　義人
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７号
京都府南丹市八木町船枝里ノ内41番地４
債務者　井上　優子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
福岡市東区松香台２丁目６番９―510号
債務者　圓尾　節夫
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５４号
福岡市東区舞松原３丁目21番10号
債務者　麻生　仁美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７５号
福岡県春日市春日原東町３丁目61番地　サンシヤイン山下101号
債務者　生野　孝二
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９５号
福岡市中央区谷１丁目５番７号
債務者　長沼　　進
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１０号
福岡県筑紫郡那珂川町下梶原１丁目６番15号
債務者　今朝石敬二
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１１号
福岡県筑紫郡那珂川町下梶原１―６―15、住民票上の住所福岡県春日市春日原南町４丁目87番地　サンルーム小谷401号
債務者　今朝石陽介
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３０号
長崎県大村市岩松町348番地12、前住所佐賀市富士町大字小副川1406番地２　小副川永渕団地307号
債務者　嘉村　國三
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
盛岡市高松２丁目21番29―103号、旧住所盛岡市安倍館町10番４号　オリンピアード安倍館Ａ201号
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２号
仙台市若林区荒井４丁目８番地の14
債務者　佐藤　利浩
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２０号
仙台市青葉区川平２丁目12番13号　東邦コーポ102、従前の住所仙台市青葉区川平２丁目12番13号　東邦コーポ101
債務者　細川　隆史
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係